掲示第１０３号

公　募　公　告【有償公募】

下記のとおり公告に付する。

記

１．公募に付する事項：大阪税関が国有財産として管理する庁舎（和歌山港湾合同庁舎）内に清涼飲料水の販売を目的とする自動販売機の設置を希望する者
２．設　置　場　所：別紙に掲げる施設の指定する箇所
３．設　置　台　数：別紙のとおり
４．使用許可期間：令和９年４月１日（木）から令和１４年３月３１日（水）までとする。
ただし、必要に応じて一度に限り更新（５年以内）することが出来る。
５．募 集 業 者 数：１業者
６．公募に参加する者に必要な資格等に関する事項
⑴　予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
⑵　経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者で適正な業務の履行が確保される者であること。
⑶　国税及び地方税の未納がない者であること。
⑷　良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有する者であること。
⑸　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
⑹　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
⑺　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
⑻　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
⑼　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
⑽　暴力団又は暴力団員及び⑹から⑼までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
⑾　下記７．の説明を受けた者であること。
⑿　その他の条件については、下記７．に示す場所において説明する。
７．公募事項等説明の日時及び場所
⑴　日　時：令和８年１０月１６日（金）～令和８年１１月１０日（火）
平日　午前９時００分～午後０時００分、午後１時００分～午後４時００分
⑵　場　所：大阪市港区築港４丁目１０番３号　大阪港湾合同庁舎３階　大阪税関総務部会計課
⑶　連絡先：大阪税関総務部会計課国有財産係　電話０６‐６５７６‐３１９９
公募説明を希望する者は来庁前に上記連絡先に問い合わせること。
８．応募書類の提出
令和８年１１月１７日（火）午後４時００分までに上記７．の場所に提出すること。
９．応募書類の無効
本公告に示した公募に参加する者に必要な資格等のない者が提出した応募書類は無効とする。

以上、公告する。

令和８年１０月１６日

大阪税関長　　花　尻　　卓

別紙

公　募　施　設

施設名	所在地	設置場所	使用許可予定面積（㎡）	設置台数	自動販売機の種別
和歌山港湾合同庁舎	和歌山県和歌山市築港６－２２－２	１階	1.40	1	缶及びペットボトル飲料

（注）使用許可予定面積は、自動販売機本体及び空き容器回収箱併せての設置面積。